

通所リハビリテーション事業重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	林病院リハビリテーションセンター 通所事業部
所在地	福井県越前市府中 1 丁目 3-5
介護保険指定事業所番号	1 8 1 0 3 1 4 3 8 3
医療機関コード	0 3 1 4 3 8 3
サービス提供地域	越前市

2 事業所の職員体制

	職種	人員
管理者	医師	1 名
療法士等	理学療法士	1 名
	介護・補助職員	1 名
	運転手	1 名

3 営業時間

月～土	午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分 ※1
休業日	土・日・祝日 12月31日～1月3日

※1 現在は一時的に 8:30～11:30 の営業

4 通所リハビリテーションの事業内容

①機能訓練

- ・ 利用者の身体機能・能力面の評価
- ・ 四肢・体幹の運動機能維持・改善（関節可動域・筋力強化・バランス練習等）
- ・ 日常生活動作練習
- ・ 基本動作練習
- ・ 自助具・補装具の適応チェック
- ・ コミュニケーション能力向上
- ・ 認知・高次脳機能改善
- ・ 社会性向上

②健康チェック

③送迎

④リハビリマネジメント（介護給付）

⑤運動器機能向上（介護予防）

5 サービス利用料等

提供サービス	時間	利用料
通所リハビリテーション	1 時間以上 2 時間未満	要介護 1 3 6 9 点／回 要介護 2 3 9 8 点／回 要介護 3 4 2 9 点／回 要介護 4 4 5 8 点／回 要介護 5 4 9 1 点／回 ・ 短期集中リハビリ加算 1 1 0 点／回 (週 2 回利用の場合) ・ 理学療法士等体制強化加算 3 0 点／回 ・ サービス提供体制強化加算 6 点／回
	減算	・ 送迎をしない場合 片道 4 7 点／回
介護予防通所リハビリテーション	1 時間以上 2 時間未満	要支援 1 2, 2 6 8 点／月 要支援 2 4, 2 2 8 点／月 ・ サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援 1 2 4 点／月 要支援 2 4 8 点／月

6 キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、事前に（概ね 3 日前までに）所定の連絡先までご連絡ください。なお、緊急の場合にはこの限りではありません。

（連絡先） 0 7 7 8－2 2－0 3 3 6（病院）内線 1350 番
（携帯） 0 9 0－2 1 2 0－5 8 0 8

7 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
 担当者は 山本 信一郎（管理者） 宇野 和明（理学療法士）
 受付された苦情や相談は、当事業所のマニュアルに沿って対応させていただきます。

8 事故発生時の対応

- 1) サービス提供時に事故が発生した場合は、療法士は速やかに状況を把握し管理者に報告します。生命・身体に異常があるときは、主治医に報告し、救急要請をします。
- 2) 管理者は、報告を受けて利用者の家族、市町村、居宅支援事業所に連絡をとり事故対応の調整を図ります。

9 虐待・身体拘束防止に関する事項

1) 虐待・身体拘束防止を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に十分に周知します。

2) 虐待・身体拘束防止のための指針を整備しています。

3) 職員に対し、虐待・身体拘束防止のための研修を定期的を実施します。

4) 上記に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置きます。

(管理者：医師山本信一郎、サービス提供責任者：理学療法士 宇野 和明)

5) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

6) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとします。

10 その他

1) 金銭及び貴重品、飲食物の持ち込みは原則お控え下さい。

2) サービス提供時間中の面会・見舞い・診察・院外への外出等は原則お控え下さい。

3) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定変更をお願いします。また通話は廊下でお願いします。

4) リハビリは担当制ではないのでご理解の程、宜しくお願いします。

林病院リハビリテーションセンター通所事業部	0778 - 23 - 0336
	内線 1350
越前市（介護保険室）	0778 - 22 - 3715
福井県国民健康保険団体連合会	0776 - 57 - 1614